

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	徳島市

徳島市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 徳島市経済部農林水産課
所在地 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
電話番号 088-621-5252
FAX番号 088-621-5196
メールアドレス norin_suisan@city-tokushima.i-tokushima.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条に基づく被害防止計画。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域
（法第4条第2項第2号から第3号）

対象鳥獣	イノシシ・サル・シカ・ハクビシン・アライグマ・カラス・カモ・カワウ・ドバト
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	徳島県徳島市

（注）1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針
（法第4条第2項第1号）

（1）被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	243万円 267a
	果樹（みかん等）	305万円 56a
	野菜（タケノコ等）	85万円 23a
	土地損壊・人身危険	
サル	果樹（みかん等）	
	人身危険	
シカ	果樹（みかん等）	83万円 28a
	水稲	
ハクビシン	果実（いちご）	—
	糞害・汚損	
アライグマ	—	—
カラス	糞害・汚損	—
カモ	野菜（ブロッコリー等）	77万円 20a
その他鳥類	野菜	30万円 3a
カワウ	あゆ	1,000万円
	糞害・汚損	
ドバト	糞害・汚損	—
		1,823万円 397a

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、

水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ) 山地とその周辺全てが生息域であり、食害や土地損壊が発生している。また、市内中心部の眉山周辺での出没情報が増加し、土地損壊や人身危険などの危険性が高まっている。

サル) 一宮を中心とする上八万地区、八多を中心とする多家良地区にて農業・生活被害が発生している。また、単発的に市街地での目撃情報がある。

シカ) 数年前と比べて生息域が拡大しており、目撃情報、捕獲数とも増加している。市内南部、西部地域での目撃が多い。勝浦町や神山町、佐那河内村境周辺では果樹や苗木の食害が発生している。

ハクビシン) 山間部だけでなく、市街地にも進出。果樹や野菜の食害だけでなく、民家の屋根裏や軒下での糞害や騒音被害なども多発している。

アライグマ) 徳島市を含め、周辺地域にも目撃・捕獲例があり、潜在的に生息していると思われるが、被害は特定はできていない。

カラス) 眉山や南部の山間部をめぐらし、吉野川沿岸地域の野菜や、南部地域の果樹の食害が発生している。また、市街地での滞留による糞害などの生活環境被害が発生している。

カモ) 吉野川沿岸において葉菜類の食害が発生している。特に、ブロッコリー、ほうれん草等の被害が内陸地へ拡大している。

カワウ) 吉野川・勝浦川に生息。あゆ等への食害。

ドバト) 都市部に生息。建築物に営巣して糞害による生活環境被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
イノシシ	3.46ha 633万円	3.11ha 570万円
シカ	0.28ha 83万円	0.25ha 75万円
サル	0.00ha 0万円	0.00ha 0万円
ハクビシン	0.00ha 0万円	0.00ha 0万円
カモ	0.2ha 77万円	0.18ha 69万円
その他鳥類	0.03ha 30万円	0.01ha 27万円
計	3.97ha 823万円	3.55ha 741万円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市と地区猟で有害鳥獣捕獲に関する委託契約を締結し、捕獲班員約70名が市内一円にて通年で捕獲活動 ・国の交付金を活用し、徳島市鳥獣被害対策協議会（以下「協議会」。）がイノシシ用の捕獲オリ等をこれまでに64基購入、地区猟友会捕獲班にて運用 ・自衛のための狩猟免許取得に対し、試験料と事前講習会費用の補助を行った。 ・市や協議会で小動物用の捕獲オリを計5基購入し、建物内における小動物捕獲許可の際に併せて貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲におけるくくり罠の使用は安全面を理由に許可を行っていないが、シカやサルを捕獲するためには、今後必要だと考える。 ・市中心部の眉山保護区において、効果的な捕獲活動を行うため捕獲オリの増設が必要。 ・狩猟免許取得補助については、今後補助対象者を拡大し、狩猟者の確保に努めていく必要があると考える。
防護柵の設置等に関する取組	<p>協議会として、平成25年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し集落単位で侵入防止柵の設置を進め、令和元年度までに約81km設置した。</p> <p>平成26年度から国の鳥獣被害防止総合対策を活用し、緩</p>	<p>侵入防止柵を設置した地域における農作物の被害は軽減したが、設置していない地区に新たに被害が生じるなど、鳥獣の出没範囲が変化している。</p>

	<p>衝帯を設置した。 平成26年度から市の単独事業において、個人単位での侵入防止柵への補助を行い、約4.7km設置した。</p>	
--	---	--

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>侵入防止柵の設置については、設置地区も増えてきているため、設置済み地区の維持管理、運用状況の把握に努めるとともに、被害軽減効果の検証を継続的に行っていく。これらを資料として新たな地区での維持管理の参考や、説明会等で活用していくことにより、被害防止策の精度を高めていく。</p> <p>鳥類の被害のうち、特にカモの被害について、野菜類の食害範囲の拡大が見られることから、生息状況や被害状況を調査し、被害エリアを特定した上で、国の交付金を活用し効果的な防護資材の被覆による食害の軽減を図る。このデータをもとに、栽培マニュアルの作成など、鳥獣害に強い農地の形成を目指す。</p> <p>捕獲活動については、引き続き地区猟友会と連携、情報共有を行い、住民からの被害相談等をもとにした捕獲オリ設置場所の検討や効果的な捕獲機材の導入を進め、より効率的な捕獲体制の整備を目指す。</p> <p>市として、野生鳥獣、特に人身被害の恐れのあるイノシシ、サルの生息、出没等の状況についての情報発信、注意喚起を継続して行っていく被害の発生を抑制するとともに、本市の自然環境に対する理解と問題意識の醸成を図っていく。また、住宅地に出没する野生鳥獣への対応を行うため、緊急時連絡体制の確立を進める。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(法第4条第2項第4号)

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

有害鳥獣捕獲の実施にあたっては、本市と徳島地区猟友会との間で委託契約を締結して行っている。地区猟友会内で編成された捕獲班員を従事者とし、箱わな、銃器により、市内広範囲において捕獲活動を実施している。

個人捕獲許可については、主に農業者等の自衛目的に対し捕獲許可を行い、所有地や地域内の限られた範囲での捕獲を実施している。

また、市街地で野生鳥獣の捕獲、公共施設や道路、河川での管理上の必要性が生じた際に市職員による鳥獣捕獲等の対応を行うよう、行政遂行捕獲許可を受けた職員による捕獲実施の体制を取っている。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3	イノシシ ・シカ	国の交付金を活用した捕獲機材の導入 狩猟者の確保を目的として、市事業により狩猟免許取得補助を実施
令和4	イノシシ ・シカ	国の交付金を活用した捕獲機材の導入 狩猟者の確保を目的として、市事業により狩猟免許取得補助を実施
令和5	イノシシ ・シカ	国の交付金を活用した捕獲機材の導入 狩猟者の確保を目的として、市事業により狩猟免許取得補助を実施

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、県イノシシ適正管理計画のH29年度捕獲目標数維持のため徳島市におけるH29年度からR1年度の捕獲数平均を基準とし、捕獲オリ増設による捕獲圧強化を見込み設定。シカについては、H29年度からR1年度の徳島市における捕獲数平均を基準とし、捕獲オリ増設による捕獲圧強化を見込み設定。

その他鳥獣は直前3カ年の有害捕獲実績数の平均値と被害相談の傾向をもとに設定。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	377	385	395
サル	10	10	10
シカ	60	65	70
ハクビシン	5	5	5
カラス	168	168	168
カモ	52	52	52
カワウ	58	58	58
ドバト	12	12	12

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
(イノシシ) 猟区は春季、秋季に銃器により、眉山・月ノ宮保護区は通年で捕獲オリによる有害捕獲で対応。
(サル) 通年、猟区で銃器を用いて有害捕獲で対応。
(シカ) 猟区は春季、秋季に銃器により、眉山・月ノ宮保護区は通年で捕獲オリによる有害捕獲で対応。有害捕獲でのくくり罠の解禁も検討する。
(ハクビシン) 主に個人捕獲許可において対応。狩猟免許未取得者に対しては、自宅内でのみ許可し、小型箱わな貸出しの対象としている。
(カラス) 銃器を用いて有害捕獲で対応。
(カモ) 銃器を用いて有害捕獲で対応。
(カワウ) 銃器を用いて有害捕獲で対応。
(ドバト) 駆除業者に対する有害捕獲許可で対応。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
猟区において春季、秋季に行うイノシシ、シカに対し銃器を使用する有害捕獲でライフル使用を許可。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合に

は、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
特になし	特になし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(法第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
(法第4条第2項第5号)

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ シカ・サル	侵入防止柵 3,000m	侵入防止柵 3,000m	侵入防止柵 3,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3	サル カモ 全鳥獣	モニタリング体制の検討・準備 防護資材の被覆、被害状況・飛来数調査 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
4	サル カモ 全鳥獣	モニタリング体制の準備・整備 防護資材の被覆、被害状況・飛来数調査 広報・講習会等による対策の普及啓発活動
5	サル カモ 全鳥獣	モニタリング体制の整備 防護資材の被覆、被害状況・飛来数調査 広報・講習会等による対策の普及啓発活動

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(法第4条第2項第6号)

(1) 関係機関等の役割

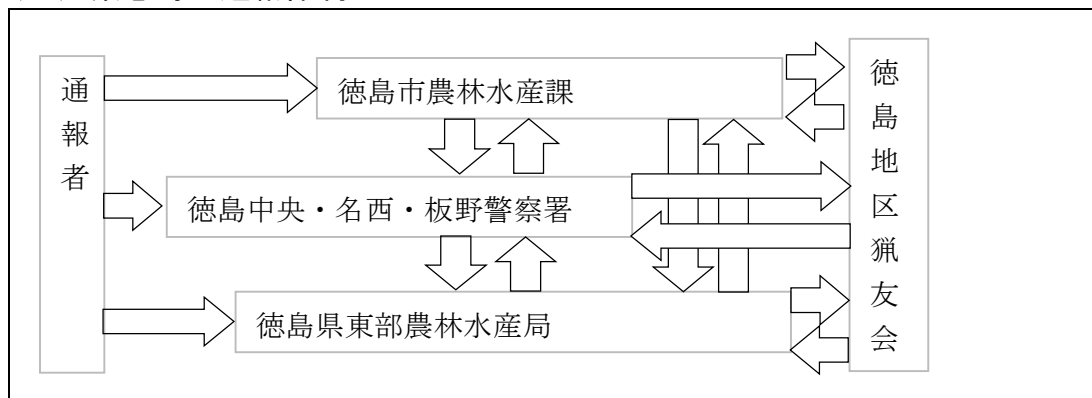
関係機関等の名称	役割
徳島市農林水産課	住民に対する注意の周知、他関係機関との連絡調整、加害獣等の搜索、現場周辺の巡回等
徳島地区猟友会	加害獣の搜索、捕獲、現場周辺の巡回等
徳島中央・名西・板野警察署	加害獣の搜索、現場周辺の巡回等
徳島県東部農林水産局	加害獣の搜索、現場周辺の巡回等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

(法第4条第2項第7号)

イノシシ・シカは埋設及び自家消費。
サル・カラス・鳥類は埋設及び焼却。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項
(法第4条第2項第8号)

該当なし

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(法第4条第2項第9号)

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	徳島市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
徳島市農林水産課	事務全般・被害防止対策支援・啓発活動
徳島地区猟友会	有害捕獲・個体数調整
徳島県東部農林水産局	鳥獣被害対策に対する指導
J A 徳島市	農作物の被害状況・捕獲機器の情報提供
徳島中央森林組合	森林被害の状況報告
鳥獣保護員	有害捕獲の現地確認

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年1月17日に設置。
市職員7名のみで構成されており、うち狩猟免許取得者は4名。
主な活動は、追い払い、生息調査、被害調査、技術指導、広報啓発活動である。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

(法第4条第2項第10号)

特になし。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。